



ぴーちく ぱーちく



〒569-0082

大阪府高槻市明野町 10-15 ぷりんせす明野 1F

TEL : 072-672-1294

Mail : wffcj830@yahoo.co.jp

第52号

2015. 8. 25 発行

編集・発行 NPO法人自立支援センターたかつき

おーるらうんどこうしょう い オールラウンド交渉に行ってきました！！



おお ひと たくさん たくさん
多くの人たちが交渉へと駆けつけました



おーるらうんどこうしょうは、300人以上の
当事者、支援者で会場は埋め尽くされて
いました。毎回のようには繰り返される
大阪府ののらりくらの回答は私達の怒りを煽る
ばかりでいっこうに前向きな回答は得られません。
こんなに大勢の障害当事者や支援者を目のあたり
にして行政は何も感じないのかと怒りしか湧いて
来なかったです。メンバー3人と支援者3人の6人
で参加していました。毎回思うことは、こんなに大勢
で交渉すること自体がおかしいと思います。行政

が一人一人の障害者のニーズに添えていて当たり前だと思えます。障害者・支援者が沢山で物を訴えていくことはすごく意義があると思えます。が、本来「福祉」という言葉自体がおかしいと思っています。「社会保障」でなければ本当の意味での人間としての平等は無いと思えます。「障害者問題」は「社会問題」なんです。このことを大阪府行政は何処まで理解しているのが問題です。(まー)



8月7日金曜日、平野区民ホールまで、対府
オールラウンド交渉に参加してきました。会場
は多くの当事者や支援者の人で溢れかえり、

ホールの段上にまで、臨時の席が設けられるほどでした。
この日は、制度における地域格差、グループホームにおける
スプリンクラー等の基準を緩和させること、金剛コロニー等
大規模グループホームの廃止などが話し合われました。
交渉の中では、実際にグループホームで生活されている
利用者さんの口からも、切実な声が発せられました。これら
の声が、大阪府の職員さんの耳に届いているかどうかは…

大阪府は地域で自立生活を送っている重度障がい者が全国的にも多く、制度も進んでいま
した。これからも、どの地域にいても、必要な制度を利用して、自分らしい生活を送れる社会を
作っていくために、声を上げ続けていかなければならないでしょう。(ゆう)



だんじょう ころ 声をあげる とうじしや たち
段上から声をあげる当事者たち

飲んで、飲んで、飲まれて、飲んで～♪



どうも～ みかっしーです。
 残暑が厳しいさんしょ～！ですが、
 いかがお過ごしでしょうか。
 夏のイベントの1つといえば…そ
 う ピアガーデン！22日、毎年恒例の



ビアガーデンを開催しました。

いつもは某ホテルでしたが、なくなってしまったので、今回は
 フォーラムで。然も、飲み放題&食べ放題！！



(^_^) / □ ☆ □ \ (^_^)
 総勢40名くらい集まり、
 身動きとれないほど満員
 御礼。

大いに食べ、大いに呑み、大いに喋り、大いに笑い、賑
 やかく楽しい時間を過ごし、夏を締めくくりました。準備

や料理作りに携わってくださった皆さま、差し入れをしてくださった皆さま、そして参加し
 てくださった皆さま、ありがとうございました～！！ (^-^)



食べて～♪ 食べて～♪



飲んで～♪ 飲んで～♪

みんな気が付いたかな～？事務所で宴会したというだ
 けで、しょうじき「ガーデン」じゃあないんだよね～。
 Kホテルからの続きだから・・・的な・・・ごめんね～。(^^)



差別解消法のパブリックコメントを書こう！

来年4月から施行される障害者差別解消法の運用のルール、「対応要領」「対応指針」が現在、政府の各省庁で作られていっています。パブリックコメントというのは、その案を国民に読んでもらって、意見のある人は出してください、ということです。

特に、障がい当事者の側から意見を出さなければ、障がい者の生活をよく知らない経済界などの意見や、障がい当事者がまだまだ進出できていない分野の人の意見に影響されて、「差別解消」は絵に描いた餅となるかもしれません。法律に意見なんて～難しいんですよ。無理無理・・・。と思っているみなさん、一度、とりあえず読んでみましょう。



◆ 注目してほしいポイントは、→ いろいろな差別を禁止することや合理的配慮（障がい特性に合わせて改善方策を行う義務）をしなければならぬことが法に定められているのですが、その例外、つまり、「こういう場合は（差別があっても）仕方ない。」という差別があっても「正当な理由」を作って、わざわざ具体例が書いてあるのです。これは法律の抜け穴にされかねません。ほっといちゃああかんのちゃう～？みんな意見出すべきでっせ～！なのです。

国土交通省の「対応指針」案のその部分を少しみてみましょう。
国交省「指針」案 P.13、P.20「障害を理由としない、又は、正当な理由があるため、不当な差別的取扱いにあたらないと考えられる事例 → <バス>車内が混雑していて車いすスペースが確保できない場合、車いす使用者に説明した上で発車する。<飛行機>安全上の理由により、客室乗務員の安全に関する指示が理解できないおそれのある利用者に対して付き添いの方の同伴を求める。」

とあります。一見、よく知らない人には「まあそうかなあ」という書き方ですが、実際にバスや飛行機に乗って嫌な目にあつたことのある人は、「え！？それって、乗せない口実にされるやん。」とわかるでしょう。 ※ <ちょっとあなた、知つとりゃあす～？>のコーナー参照

現在の「対応指針」案には、このような「（差別しても）正当な場合」がたくさん、具体的にあげてあります。私は、「差別があっても正当」なんて発想自体がおかしいと思います。そして、そういう逃げ道を具体的に書けば書くほど、悪用する人が増えるだろうと思います。差別解消法ができたのに、逆に差別していい場合をたくさん生み出して、「混んでるから無理です～」と乗車拒否される口実ができるなんて、悪夢ですよ。

皆さん、めんどくさいと思わず、ぜひインターネットを開き、「指針」や「要領」を読んでみてください。差別があっても「正当な理由」という具体例など載せるな！そんなことじゃ差別はなくなりません！という意見を出しましょう～！（な）

これも知ってほしい



パブコメ情報：国土交通省（～9/11）、文部科学省（～9/17）、内閣府（～9/12）、経済産業省（～9/13）、他いろいろ。インターネットで電子政府の総合窓口（E-Gov）というページを開くと「意見・要望を出す」からパブコメのページへ行けますので、<障害者>で検索してね。

きまぐれコラム d(ー) ちょっとあなた、知ったりやあす〜?

◆「混んでる」「危ない」「安全確保」が、乗せない、入らせない理由にされてきた歴史◆

以前、某KHバスに電動車いすで乗ろうとしたセンターのゆるキャラ、マーさんは、六割がたの乗車率のノンステップバスで、十分乗れる状況であったのに、「混んでるから次のに乗って!」と一方的にアナウンスされただけで乗車拒否されました(KHバス本社に苦情を言わはったので、本社の人がちんとお詫びに来られました)。(@_@)

同じくマーさんが被害者で、某B美容院が全店舗で電動車いすの障がい者は断るとして、各方面で問題になっていましたが、これまた「電動車いすは危ないので」と「安全確保」を理由としていました。(たいがい広い店舗で、まったく問題なさそうだったのですが・・・)(-_-メ)飛行機では、今年、電動車いす利用の脳性マヒの障がい者が、単独での利用を拒否され裁判を起こしておられますね。この理由の中にもたしか「安全確保」がありました・・・。それから、新幹線などの車両に、物理的に乗れるにもかかわらず、ハンドル形電動車いすが乗車拒否され続け、みなさんずっと乗れずに困っていたのは記憶に新しいですが、「危険」とか「安全確保」とか、やっぱり理由にしてはりました・・・。あげればきりがありませんが、たいがい断る理由で「安全確保」を言われることが多いです。

今回の差別解消法の「指針」などに書いてある、(差別しても)「正当な理由」には、(恐ろしいことに、)同じように「危険」とか「安全確保」とかがそろそろ載っています。

そもそも、「車内が混雑していて無理」とか、「一人では危険」とかを決めるのが運転手個人だったり飛行機会社や鉄道会社の側が一方的に決めるのであったりしたら、何とでも言えちゃう、そこが問題なわけです。ほんとに危険であれば、障がい者本人が乗らない、入らない、介助者を連れて行く、という判断をすることも多いでしょう。だけど、「指針」には、誰がどういう客観的根拠をもって、「危険」と判断するかが書いていない。「総合的客観的に」と言葉で書いているだけ。(「混雑」とは1㎡の中に○人以上いる場合だ、とかいう基準もなく、第三者がビデオ判定するでもなければ、「車いすスペースの確保ができない」とどの時点で判断するかは、人によって大きな差ができるでしょう。(-_-))

こんなやり方では法律は「絵に描いた餅」になってまうがね〜! (な)

9月の自立フォーラムの予定

☆毎週木曜日はクラフトの日!

カワイイ手作り品作り、お気軽に体験しに来て下さい♪

☆セラピードッグも来ています! 13時半〜無料です!!

訓練を受けた犬達とゲームをしたり、散歩したり、自然と心と体のリハビリに。

9月4日、18日金曜日開催予定!!ウチちゃんも待ってます。きてネ!

☆「ミカ@マーケット」はお休みです(すみません><)

9月15日は映画鑑賞もします。

お待ちしてま〜す♪♪

お問い合わせは自立フォーラムまで 072-672-8532